

	項目	備考
総所得 gross income [Form 1040]	総所得に含まれるもの(原則、全ての所得は総所得に含まれる)	
	利子所得、配当所得	配当金は郵便を受領した時点で総所得に含める(配当決議の時点ではない) [Schedule B] → [Form 1040] の順で転記
	事業所得	[Schedule C] → [Schedule 1] → [Form 1040] の順で転記
	譲渡所得(資本損益)	[Schedule D] → [Form 1040] の順で転記
	パートナーシップ、S corporationからの所得	[Schedule E] → [Schedule 1] → [Form 1040] の順で転記
	賃料、ロイヤリティ	前受家賃は受領した年の総所得に含まれる
	社会保障給付social security benefits	provisional incomeの金額と社会保障給付の総所得への参入割合 \$60,000超→85%が総所得に含まれる \$25,000~\$60,000→50%が総所得に含まれる \$25,000未満→全て総所得に含まれない
	被相続人に関わる所得	生前稼得済みで未申請のものは受領した人の総所得に含まれる
	失業保険金、ストライキ手当	給料の代わりにの扱い
	陪審員や遺言執行人の報酬	
	賞金	ただし、慈善団体等へ直接支払われ寄附したものは総所得に含まれない
	還付tax refund	・前年度項目別控除の場合はgross incomeに算入される。 (控除した戻りは所得にするルール) ・前年度標準控除の場合はgross incomeに算入されない。 ・還付金につく利息は全てgross incomeに算入される。
	賭博収入、横領などの違法な所得	
	総所得に含まれないもの	
	未成年養育手当 minor child support	離婚してなければ課税されていなかった養育費のため
	離婚時の財産分与 property settlement	夫婦で築いた財産を分割しただけのため
	年金の元本 annuities and pensions	元本以外については課税対象
	生命保険金 life insurance proceeds	残された家族を守る資金のため
	健康保険金 accident and health insurance benefits	自分の健康を守るための資金のため
	雇用者が従業員のために支払った団体生命保険料	保険金額\$50,000以下は総所得に含まれない、\$50,000以上は総所得に含まれる
雇用者が従業員のために支払った健康保険料		
労災補償worker's compensation	被災した人を守るための資金のため	
FRINGE BENEFITS fringe benefits	会社として追加費用が発生しない、従業員全員に権利があるなどの条件を満たす場合	
株式配当stock dividends	株式配当により持株比率が変わらない場合は総所得に含まれない	
地方債の受取利息municipal bonds interest	ただし、連邦政府の債券の利息は総所得に含める	
シリーズEE貯蓄債券の受取利息 series EE US. saving bonds interests	以下条件を全て満たせば債券の利息は総所得に含まれない ・購入者24歳以上 ・償還金額が本人、配偶者、扶養家族の進学のために使われる	
奨学金 scholarship	以下条件を全て満たす場合は総所得に含まれない ・学位取得を目的としている ・授業料や教科書代などに充てられている また以下の部分については総所得に含まれる ・家賃や食事に充てられた金額 ・教授の授業や研究のサポートの見返りとしてもらった金額	
免責職の債務免除discharge of indebtedness	以下の場合は総所得に含まれない ・学生ローンを有する学生が軍隊などの免責職について免除された場合	
賃借物件改良	賃借人が改良をして物件の価値が増加しても賃貸人の総所得には含まれない ただし、改良が賃料の代わりに場合は、物件の価値の増加を総所得に含める	
別荘	別荘の賃貸日数が年間15日未満の場合、収入は申告不要。支出も控除不可	

調整総所得前控除 above the line deductions [Schedule 1] → [Form 1040] の順で転記	自営業者税 self-employment tax	自営業者税(社会保障税)の50%は控除可能 (会社の場合、総額の半分が会社負担で経費になるため)
	自営業者の医療保険料 self-employed medical insurance premium	自営業者は医療保険料の一部を控除可能
	退職年金の積み立て contributions for retirement plan	・個人退職金口座(IRA)に積立の場合、6,000ドル or 勤労所得の100%のいずれか小さい方を控除可能(夫婦合算の場合は12,000ドル) ・Keogh plan(自営業者)に積立の場合、56,000ドル or 稼得所得の100%のいずれか小さい方を控除可能
	学生ローン利息 student loan interest	学資ローンの一定額を控除可能 ・DC401(k)プランから資金を引き出すまで、同プランへの拠出と拠出金の運用益に対する課税は繰り延べられる。 ・Roth IRAとEducational IRAについては拠出時も控除できない代わりに、受取時もgross incomeに算入されない。生命保険と同じ。
	定期預金の期日前解約違約金 penalties for time deposit	違約金を控除可能(ペナルティで控除可能なのはこれだけ)
	雇用者へ支払った陪審員報酬 jury duty pay remitted to employer	陪審員は報酬を会社へ支払う代わりに会社から給与をもらう。 陪審員報酬はGross incomeとabove the line deductionsの両建てで表示

調整後総所得 Adjusted gross income(AGI) 【Form 1040】	【Form 1040】上で総所得gross incomeから調整総所得前控除above the line deductionsを差し引いて算出した所得。
--	--

所得控除 納税者は以下い れか大きい方(有 利な方)を選択 ・標準控除 ・項目別控除	標準控除 standard deductions 【Form 1040】	
	項目別控除 itemized deductions 【Schedule A】 → 【Form 1040】の順で転記	
	申告資格に応じた金額を調整後所得から控除	[65歳以上]と[目の不自由な納税者]は通常の控除額に加えて1,600ドルの追加控除が認められている
	医療費 medical expense	・控除額：AGIの10%を超える部分が控除可能 ・生命保険料、所得補償保険料は控除不可 ・コンタクト、メガネ、自宅改造費(資本的支出除く)も控除可能
	諸税 taxes	・state/local/foreign income taxes、local real property/personal property taxは年間5,000ドルまで控除可能。夫婦合算の場合は10,000ドルまで州地方税は控除可能。 ・federal income taxes、estate or gift taxes、motor vehicle taxes、foreign property taxは控除対象外
	支払利息 interest expenses	・qualified residence interest(自宅を担保にしていること、2件目まで)は375,000ドルまで控除可能。夫婦合算の場合は750,000ドルまで控除可能。 ・investment interestは投資純利益を上限に控除可能。無期限繰越。 ・personal interest(私的な資産購入)は控除不可
慈善寄付金 charitable contribution	※法人との違いに注意 ・支払時に控除可能 ・控除額：AGIの60%まで控除可能 ・控除できなかった部分は5年間繰越可能 ・property寄付時はFMVとBasisの小さい方を控除額として採用 ・needy familyと隣人への寄付は控除対象外	
災害損失 casualty loss	※法人との違いに注意 ・federal declared disaster areaで発生した災害のみ控除可能 ・控除可能額：(FMV減少 or Basisのいずれか小さい方) - insurance proceeds - 100ドル - AGIの10%	

課税所得 Taxable income 【Form 1040】	【Form 1040】上で調整後総所得Adjusted gross income(AGI)から所得控除(標準控除or項目別控除)を差し引いて算出した課税の対象となる所得。
税額 Tax 【Form 1040】	課税所得に対して税率をかけて算出した金額

税額控除 tax credit	子女養育費税額控除 child and dependent care credit	・納税者が収入を得るために世話に費用が掛かること ・AGIに応じて基準額の20~35%が税額控除可能 ・基準額：世話費用 or 対象1人あたり3000ドルのいずれか小さい方*20-30%
	低所得者税額控除earned income credit	還付あり
	子女税額控除 child tax credit	・17歳未満の納税者の子供1人あたり2000ドル控除可能 ・納税額が0の場合は還付を受けることができる ・勤労所得のうち4500ドルを超過する部分の15%が還付される。 (ただし子ども1人あたり1400ドルが上限)

納付税額 Tax 【Form 1040】	税額に対して税額控除を差し引いた金額
-------------------------	--------------------

納付	予定納税	【個人】 ・源泉徴収をされていない個人、個人事業主が対象 いずれか小さい方を年4回に分けて納付 ・昨年度実績税額の100%。高額納税者は昨年度110% ・今年度予定税額の90%。 【法人】 いずれか小さいほうを年4回に分けて納付 ・昨年度実績税額の100%。 ・今年度予定税額の100%。
	申告	4/15が申告書提出期限。6ヶ月延長可能。 しかし納付の延長はできないため見積額で支払う 【個人】 課税所得がある場合のみ申告。 【法人】 課税所得がなくても申告。

法人特有の控除 deductions particular to corporations	創業費 organizational expenditures	・会社が営業を開始した課税年度において5,000ドルまで即時控除可能 ・創業費が50,000ドルを超える場合はその超過分だけ即時控除の5,000ドルから減額 (つまり創業費が55,000ドルだと即時控除は0) ・即時控除できなかった創業費は180ヵ月で均等償却
	慈善寄付金 charitable contribution	※個人との違いに注意 ・支払時に控除可能 (ただし年度内に決議済で申告書提出までに支払の場合、年度内に控除可能) ・控除額：課税所得の10%まで控除可能 ・計算上の課税所得は「寄附金控除前」、「受配控除前」、「資本損失繰戻前」で判定 ・控除できなかった部分は5年間繰越可能
	受取配当金控除 DRD	持分比率80%以上→100%控除 持分比率20%以上→65%控除 持分比率20%未満→50%控除 受取配当金を含む総所得に対して受配★控除率で控除してNOLが出るか検討 NOLが出る場合は、受配★控除率 NOLが出ない場合は、所得★控除率とする
	繰越欠損金 NOL	※事業経費と同様 繰越は無期限、繰戻は不可。欠損金は課税所得の80%まで使用できる。
	災害損失 casualty loss	※個人との違いに注意 全額控除可能

事業経費 business expenses 【Schedule C】	旅費、飲食費 travel and meals	・飲食費は50%が控除可能 ・通勤費と個人旅行費用は控除不可
	事業目的の贈答 business gift	贈答先一人当たり25ドルまでは控除可能
	諸税、支払利息 taxes, interest	・個人事業主が支払う各種税金(所得税以外)は控除可能 ・支払利息は現金主義を採用した個人事業主でも、前払利息の計上が義務
	貸倒損失 bad debts	・引当方法(reserve method)は認められていない ・非事業の貸倒損失は短期資本損失として扱う
	減価償却制度 depreciation system	・償却方法はMACRS(残存価値0とする) ・[不動産以外]定率法。車両、PCは5年。器具備品、構造物、機械は7年。 ・[不動産]定額法。居住用不動産は27.5年。事業用不動産は39年。
	減価償却の平均化償行 averaging convention for depreciation	使用開始と処分時には以下ルールを適用 ・[動産] 通常mid-year convention、 4Qが40%超の場合ははmid-quarter convention ・[不動産] mid-month convention
	179条費用化選択 section 179 expense election	179条を選択すると有形固定資産の取得費用を一定額即時費用化可能
	試験研究費 R&D expense	発生時費用化 or 60ヵ月以上で償却
	197条無形資産の償却 section 197 intangibles	営業権等は15年で均等償却
繰越欠損金 NOL	繰越は無期限、繰戻は不可。欠損金は課税所得の80%まで使用できる。	

資本損益 【Schedule D】	資本損益capital gains or losses	資本資産capital assetsの処分により生じた損益 それ以外の損益が通常損益ordinary gains or losses
	資本資産capital asset	・投資目的で保有された資産。 ・個人的な使用目的で保有されている資産。ただしlossについては控除できない。 使用したものとみなす
	Section1231資産	保有期間1年以上の事業用資産。この資産の売却益は通常損益でなく、資本損益となる。
	Section1245	1231資産のうち、償却性動産。処分により認識される資本損益のうち、過去の減価償却分については通常所得とするルール
	Section1250	1231資産のうち、不動産。処分により認識される資本損益のうち、過去の減価償却分については通常所得とするルール
	資本純利得 net capital gain	【個人・法人ともに】 gross incomeに算入される
	資本純損失 net capital loss	【個人】 ・3000ドルを上限にabove the line deductionで控除可能(通常所得との相殺可) ・繰越は無期限、繰戻は不可。 【法人】 ・capital lossはcapital gainとのみ相殺可能。通常所得との相殺不可 ・5年の繰越、3年の繰戻可能。繰戻があるのはこれだけ。 ※法人の慈善寄附金とcapital lossのみが5年繰越。他は全て無期限繰越

【その他論点】

消極的活動	<p>消極的活動は以下2つ</p> <ul style="list-style-type: none">・あらゆる賃貸活動→納税者が実質的に参加していても消極的活動とみなす・リミテッドパートナーシップの損益 <p>passive lossはpassive incomeとのみ相殺可能。損失の繰越は無期限 賃貸不動産の特例</p> <ul style="list-style-type: none">・積極的に不動産賃貸を行なっている場合、\$25,000までのpassive lossをその他の所得と相殺可能・課税所得が\$100,000を超えると控除に制限発生。課税所得\$150,000で控除は0となる。 つまり課税所得が100,000を超えると、超えた金額の×50%が控除額として減る
申告資格	<p>Married filing jointly 配偶者が死亡した年度は適用可能</p> <p>Surviving spouse/Qualified widow 以下条件を全て満たす必要あり（2年間申告可能）</p> <ul style="list-style-type: none">・配偶者死亡の翌年度以降・配偶者死亡時に夫婦合算申告を行なった・扶養家族である子、孫が「同居」・家計の50%超を支援している・再婚していない <p>Head of household 以下条件を全て満たす必要あり</p> <ul style="list-style-type: none">・結婚していない・Surviving spouse/Qualified widowに該当しない・子供、親などの扶養家族のために家計の50%超を支援している・配偶者がその家庭に直近6ヶ月間同居していない <p>Single</p> <ul style="list-style-type: none">・独身であること・子供親などの扶養家族のために家計の50%超を支援していない
扶養家族	<ul style="list-style-type: none">・納税者の子供・18歳以下 or ・障害者・半分以上納税者と同居・自身の生活費の50%超を他人に依存
Kiddie tax	子供の不労所得に対してはkiddie taxが課税される。
相続により取得したPropertyの保有期間	相続により取得したpropertyの保有期間は、実際の保有期間に関わらず「1年起」となる。
代替ミニマム税 AMT	<p>Tentative MT — Regular tax=AMT</p> <p>AMT調整項目</p> <ul style="list-style-type: none">・諸税 AMTでは控除不可・適格住宅利息 AMTでは2件目の借入利息は控除不可・標準控除 AMTでは不可・償却方法 AMTではstraight lineのみ
株式の償還	100%株主の株式償還は配当と変わらないため配当所得とみなす、それ以外は償還後に配当額が下がるため資本損益とする ・会社側は償還にかかる費用は資本取引の一部のため控除不可

パートナーシップ	パススルーする特別項目は以下の通り。
S corp 特別項目	<ul style="list-style-type: none"> ・ 賃貸所得（費用の方は関係なし） ・ 受取利息、配当、ロイヤリティ ・ capital gain(1231条損益含む) ・ 179条費用化選択 →有形固定資産の取得時一括費用化 ・ 慈善寄付金 ・ 投資支払利息 ・ 外国所得税 ・ 非課税所得
S corp.	Built-in taxはC corp.時代の未実現利益（FMVとbasisの差）であり、CcorpからScorpへ転換した含み益についてはScorpになった5年以内に実現した場合はパススルーせずS corp.に対して課税される。
S corp.要件	<ul style="list-style-type: none"> ・ 内国法人 ・ 株式は一種類のみ ・ 株主は個人、遺産財団、信託 ・ 株主は100人まで ・ 株主に非居住の外国人がいない
人的所有会社税 PHC tax	<p>PHCの条件は以下の通り</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 株式の51%超が5人以下の個人によって所有されている。 ・ 所得の60%超が受配、受取利息、賃料、ロイヤリティなど <p>PHCについては通常の法人税に加えて配当されていない所得に対してPHC taxが課税される（個人の節税にPHCが使用されないように） 実際に配当を支払わなくても同意配当によりPHC Taxを回避できる（この分は株主の総所得に含める。配当と出資が同時に行われたとみなす）</p>
信託 trust	<ul style="list-style-type: none"> ・ 委託者が実質的な支配権を留保しているtrustをgrantor trustといい、課税は委託者にされる ・ 信託から発生した所得の分配を受けた受益者はそれを受益者の所得としてDNIの範囲で総所得に算入。 \$6,000のDNIを分配しているため、\$6,000 が総所得に算入される。賃貸所得と利子所得は、DNIに占める割合に応じて按分して計上する。 <p>単純信託simple trust・・・当期の所得を全額受益者に分配する。寄付対象となる受益者を持つことはできない。 複合信託complex trust・・・元本corpusの分配、現金主義の採用、全額分配せず留保、寄付などができる</p>
贈与 gift	<p>以下のものは控除可能</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 年次控除 贈与者1人につき受領者1人あたり15,000まで控除可能 ・ 配偶者控除 配偶者間の贈与は無制限（同じ釜の飯を食べてるから） ・ 贈与の分割 配偶者が半分ずつ贈与したものとみなす ・ 教育医療のため 直接支払いの場合は全額控除 ・ 政治献金 全額控除 ・ 慈善団体への寄付 全額控除
遺産税 estate	<p>控除できる費用dedction</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 葬儀費用 ・ 寄付金 ・ 配偶者控除 ・ 管理費 <p>税額控除credit</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 支払い済税額 ・ 死亡税額控除 <p>Form1041で遺産と信託の申告を行う。 個人死亡時はForm 1040で申告。死亡者に代わって実施。final returnという</p>
非課税組織	<p>定款の組織の目的がcharityに限定されている</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 社交クラブ、教員退職金基金、宗教、慈善、科学、文学、動物園、博物館 ・ 政治目的はだめ ・ 教会、教育、病院など公的に支援を受けている機関をパブリックチャリティーと呼ぶ、それ以外はプライベート・ファウンデーションと呼ぶ